○環境省告示第三十四号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十六条第一項の規定に基づき、環境大臣の所掌に係る法第四章（同章第四節を除く。）及び第四章の二（第四十四条の三及び第四十四条の四並びに第四十四条の十一を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十六条第三項の規定に基づき、平成十八年環境省告示第七十一号の一部を次のように改正する。

平成三十年四月三日　　環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 環境大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章（同章第四節を除く。）及び第四章の二（第四十四条の三及び第四十四条の四並びに第四十四条の十一を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表の下欄に掲げる職員に委任すること。 二　（略）	一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 環境大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章（同章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表の下欄に掲げる職員に委任すること。 二　（略）

機関	委任を受ける職員の官職
地方環境事務所	地方環境事務所長

機関	委任を受ける職員の官職
地方環境事務所	地方環境事務所長

附　則

この告示は平成三十年四月三日から施行する。

○関東地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

関東地方整備局長　泊　　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡谷市字西林二〇六五番六から同市字内山四七六九番四六〇まで	前	一七・四メートル	〇・六四九キロメートル
	後	一三・五メートル	〇・六四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第五百七号新潟都市計画公園事業九・六・五百号鳥屋野潟公園

三　事業施行期間　自昭和四十九年三月三十日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十九年建設省告示第五百七号、昭和五十七年建設省告示第千五百七十二号、昭和六十一年建設省告示第千三百九十三号、平成五年建設省告示第千九百三十四号、平成十五年北陸地方整備局告示第七号及び平成二十二年北陸地方整備局告示第八十一号の事業地のうち長潟一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び百九十四号	高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中一二五三番一〇地先から同町枝川字籠谷一一五八番二地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　三十三号　高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中一二五三番一〇地先から同町枝川字籠谷一一五八番二地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月三日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所